

ＴＰＰ等関連農業農村整備対策実施要領

平成28年 1 月20 日
27 農振第 1793 号
27 生畜第 1537 号

(最終改正) 令和 7 年12月16日
7 農振第 2106 号
7 畜産第 2136 号

各 地 方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事

殿

農林水産省農村振興局長
畜 産 局 長

第 1 趣旨

ＴＰＰ等関連農業農村整備対策（以下「対策」という。）の実施については、ＴＰＰ等関連農業農村整備対策実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 農振第 1792 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第 2 対策として実施できる事業

対策として実施できる事業は、次のとおりとする。

- 1 国営農地再編整備事業（国営農地再編整備事業実施要綱（平成 7 年 4 月 1 日付 7 構改 D 第 157 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）
- 2 国営緊急農地再編整備事業（国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 農振第 2056 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）
- 3 国営総合農地防災事業（国営総合農地防災事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 486 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2 の（7）に基づく事業をいう。）
- 4 国営環境保全型かんがい排水事業（国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 532 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）
- 5 農業競争力強化農地整備事業（農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）
- 6 水利施設等保全高度化事業（水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）
- 7 農地中間管理機構関連農地整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）

第 3 対策の実施主体

- 1 要綱第 3 の農村振興局長及び畜産局長が別に定める者とは、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法

(昭和 24 年法律第 195 号) 第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者又は多面的機能支払交付金実施要綱(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知)別紙 5 に規定する広域活動組織、その他農業者等の組織する団体、都道府県知事が適当と認める者とする。

- 2 第 4 の 1 及び 3 の対策の実施主体は国又は都道府県とし、第 4 の 2 の対策の実施主体は国、都道府県又は 1 の者とする。

第 4 対策として事業を実施する地区の要件

要綱第 4 の 4 の要件は、次のいずれかに該当するものとする。

1 農地の更なる大区画化・汎用化の推進

地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。)を策定した区域であって、農地集積・集約化及び大区画化により担い手の米の生産コストが 60 キログラム当たり 9,500 円を下回り、かつ、おおむね 10 パーセント以上削減するとともに、直播栽培や地下かんがい等省力化技術等の導入により更なる生産コスト削減が見込まれること。

2 水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進

次のアからウまでのいずれか 1 つを達成することが見込まれること。ただし、第 2 の 5 のうち農業基盤整備促進事業(農業競争力強化農地整備事業実施要綱の第 2 の 5 に基づく事業をいう。)及び第 2 の 6 のうち簡易整備型(水利施設等保全高度化事業実施要領別紙 1 第 2 の 12 に基づく事業をいう。)により対策を実施する場合にあっては、ウを達成することが見込まれること。

ア 作物生産額(主食用米を除く。以下同じ。)に占める高収益作物の割合がおおむね 8 割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね 10%以上増加すること。

イ 作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね 5 割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね 50%以上増加すること。

ウ 作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が 5%ポイント以上増加すること。

3 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進

地域ぐるみの高収益型畜産体制(畜産クラスター)の下で取り組まれる草地整備により、飼料作物の単位面積当たり収量が 25 パーセント以上増加することが見込まれること。

第 5 対策の手続

- 1 要綱第 4 及び第 5 の手続は、それぞれ次に定める様式により行うものとする。

(1) 要綱第 4 の 1 の対策の概要書及び要綱第 5 の達成状況報告は別記様式第 1 号

(2) 要綱第 4 の 1 の (1) の規定による協議は別記様式第 2 号

(3) 要綱第 4 の 1 の (2) のア及び (3) のアの規定による申請は別記様式第 3 号

(4) 要綱第 4 の 1 の (2) のイ及び (3) のイの規定による認定は別記様式第 4 号

(5) 要綱第 4 の 1 の (2) のウ及び (3) のウの規定による協議は別記様式第 5 号

- 2 要綱第 4 の 3 の重要な変更は、対策における事業について次のものをいう。

(1) 対策の実施主体が国の場合

国営土地改良事業計画変更取扱要領(昭和 40 年 12 月 20 日付 40 農地 C 第 389 号(技)農林事務次官依命通達)の第 1 に掲げる変更

(2) 対策の実施主体が都道府県の場合

土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号）の第 9 に掲げる軽微な変更以外の変更

第 6 対策の達成状況報告等

- 1 要綱第 5 の 1 の対策の状況報告及び達成状況報告は、次に定めるところにより実施するものとする。

（１）状況報告及び達成状況報告の対象

状況報告及び達成状況報告の対象は、対策を実施した全ての地区とする。

（２）実施時期

対策の実施主体は、対策として事業に着手した翌年度から対策完了年度までの間、毎年度、状況報告を行うものとし、対策完了後速やかに達成状況報告を行うものとする。ただし、自然災害の発生、社会情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

（３）実施方法

ア 対策の実施主体が国の場合

地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）は、対策として事業を実施する地区毎に、対策の取組状況及び第 4 の要件の達成状況を取りまとめ、農村振興局長に報告するものとする。

イ 対策の実施主体が都道府県の場合

（ア）都道府県知事は、対策として事業を実施する地区毎に、対策の取組状況及び第 4 の要件の達成状況を取りまとめ、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

（イ）地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長は、（ア）により報告があったときは、速やかに農村振興局長に報告するものとする。

ウ 対策の実施主体が国又は都道府県以外の場合

（ア）対策の実施主体は、対策として事業を実施する地区毎に、対策の取組状況及び第 4 の要件の達成状況を取りまとめ、都道府県知事に提出し、都道府県知事は、提出された内容を確認の上、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

（イ）地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長は、（ア）により報告があったときは、速やかに農村振興局長に報告するものとする。

- 2 要綱第 5 の 3 の改善計画は別記様式第 6 号により作成し、第 6 の 1 の（３）の規定に準じて農村振興局長に提出するものとする。

第 7 その他

国は、予算の範囲内において、農産物の輸出に取り組む地域で対策を実施する地区について、予算の優先配分を行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 T P P 関連農業農村整備対策実施要綱の一部改正について（平成 30 年 2 月 1 日付け 29 農振第 1729 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の要綱第 4 に基づき採択さ

れた地区については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 2 月 7 日から施行する。
- 2 本要領第 5 に係る報告について、この通知による改正前の要綱第 4 に基づき採択された地区の事業名は、改正後の本要領第 2 に掲げられた事業名とする。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 11 月 29 日から施行する。
- 2 この通知による改正後の要領第 4 の 1 に規定する事業を実施する区域について、令和 5 年度においては、市町村が工程表（地域計画の策定に取り組む地区の工程表の作成について（令和 4 年 9 月 22 日付け 4 経営第 1531 号農林水産省経営局経営政策課長通知）に基づく工程表）を作成し、協議の場（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条に規定する協議の場をいう。以下同じ。）の設置を予定している区域及び協議の場で協議を実施した区域を含み、令和 6 年度においては、協議の場で協議を実施した区域を含むことができる。
- 3 前項に規定する区域で事業を実施する場合、地域計画が策定されるまでの間、毎年度末までに附則別記様式により地域計画の策定状況について報告するものとする。
- 4 この通知による改正前の要領第 4 に基づき採択された地区については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 7 年 12 月 6 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領第 4 に基づき採択された地区について、要領第 5（1）に定める別記様式第 1 号は、なお従前の例によることができる。

TPP等関連農業農村整備対策概要書（達成状況報告）

対策名：農地の更なる大区画化・汎用化の推進

（成果目標：担い手の米の生産コストが9,500円／60kgを下回り、かつ、おおむね10％以上削減すること）

番号	局名	都道府県名	地区全体										うち対策実施区域						関連事業 本体事業 地区名	輸出に取り 組む地域	要件確認				状況報告		達成状況報告	
			事業名	地区名	ふりがな	事業 実施 主体	関係市町村	着工 年度	完了 年度 (予定)	計画 変更 年度	事業量	受益 面積 (ha)	事業費 (百万円)	国費 (百万円)	着工 年度	完了 年度 (予定)	事業量	受益 面積 (ha)			事業費 (百万円)	国費 (百万円)	地域計画 策定区域	計画 生産コスト (円/60kg)	計画 生産コスト削減率 (%)	生産コスト 削減の取組	農地集積率 (%)	生産コスト削減の取組状況

- 注1）「うち対策実施区域」の欄には、対策で実施する区域の事業量が、地区全体の事業量より小さい場合、記入する。
- 2）「関連事業」の欄には、当該事業が、対策実施区域で主として実施する事業（以下「本体事業」という。）と一体的に整備する必要がある事業（以下「関連事業」という。）の場合は「○」を記入するとともに、その場合は「本体事業地区名」の欄に地区名を記入する。
- なお、当該事業が本体事業である場合は、「関連事業」の欄及び「本体事業地区名」の欄には「－」を記入する。
- 3）「番号」の欄には、当該事業が関連事業である場合は、本体事業の枝番を記入する。
- 4）「輸出に取組む地域」の欄には、農産物の輸出に取組む地域で対策を実施する地区の場合は、「○」を記入する。
- 5）「要件確認」の欄については、当該事業が本体事業の場合、「地域計画策定区域」の欄は、当該地区が地域計画を策定した区域である場合は、「○」を記入する。また、「計画生産コスト（円／60kg）」の欄に、計画している担い手の米の生産コスト（60kg当たり）を記入する。「計画生産コスト削減率（％）」の欄に、計画している担い手の米の生産コスト削減率を記入する。「生産コスト削減の取組」の欄に、当該地区における省力化技術（直播栽培、地下かんがい等）や大規模経営に適合した品種（多収性品種等）の導入、生産資材の低減等、当該区域における生産コスト削減の取組を記入する。なお、当該事業が関連事業の場合、「地域計画策定区域」の欄、「計画生産コスト（円／60kg）」の欄、「計画生産コスト削減率（％）」の欄及び「生産コスト削減の取組」の欄に「－」を記入する。
- 6）「農地集積率（％）」の欄については、各事業の計画上の農地集積率（目標）及び前年度までの農地集積率を記入する。
- 7）「生産コスト削減の取組状況」の欄については、省力化技術（直播栽培、地下かんがい等）や大規模経営に適合した品種（多収性品種等）の導入、生産資材の低減等、当該区域における生産コスト削減の取組状況を記入する。
- 8）「達成状況報告」の欄については、対策完了後に各地区で達成状況を取りまとめたときに記入するものとし、「生産コスト（円／60kg）」の欄に、対策後の担い手の米の生産コスト（60kg当たり）を記入し、「生産コスト削減率（％）」の欄に、対策後の担い手の米の生産コスト削減率を記入する。

対策名：水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進

（成果目標：作物生産額（主食用米を除く。以下同じ。）に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10％以上増加すること

又は作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね50％以上増加すること

又は作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が5％ポイント以上増加すること

番号	局名	都道府県名	地区全体										うち対策実施区域						関連事業 輸出に取り 組む地域	要件確認					状況報告			達成状況報告					
			事業名	地区名	ふりがな	事業 実施 主体	関係市町村	着工 年度	完了 年度 (予定)	計画 変更 年度	事業量	受益 面積 (ha)	事業費 (百万円)	国費 (百万円)	着工 年度	完了 年度 (予定)	事業量	受益 面積 (ha)		事業費 (百万円)	国費 (百万円)	計画 作物生産額 高収益作物割合	計画高収益作物 生産額増加率 (%)	計画高収益作物 作付面積割合 (%)	計画高収益作物 作付面積割合増加率 (%)	高収益作物へ の転換の取組	効果発現面積 (ha)	作付予定 (ha)	作付実績 (ha)	作物生産額 高収益作物割合 (割)	高収益作物 増加率 (%)	高収益作物 作付面積割合 (%)	高収益作物 作付面積割合増加率 (%)

- 注1）「うち対策実施区域」の欄には、対策で実施する区域の事業量が、地区全体の事業量より小さい場合、記入する。
- 2）「関連事業」の欄には、当該事業が、対策実施区域で主として実施する事業（「本体事業」という。）と一体的に整備する必要がある事業（「関連事業」という。）の場合は、「○」を記入するとともに、「本体事業地区名」の欄に地区名を記入する。
- なお、当該事業が本体事業である場合は、「関連事業」の欄及び「本体事業地区名」の欄には「－」を記入する。
- 3）「番号」の欄には、当該事業が関連事業である場合は、本体事業の枝番を記入する。
- 4）「輸出に取組む地域」の欄には、農産物の輸出に取組む地域で対策を実施する地区の場合は、「○」を記入する。
- 5）「要件確認」の欄については、当該事業が本体事業の場合は、「計画作物生産額高収益作物割合」の欄には、計画している高収益作物に係る作物生産額の割合を、「計画高収益作物生産額増加率（％）」の欄には、計画している高収益作物に係る作物生産額の増加率を記入する。
- 「計画高収益作物作付面積割合」の欄には、計画している高収益作物の作付面積の割合を、「計画高収益作物作付面積割合増加率（％）」の欄には、計画している高収益作物の作付面積割合の増加率を記入する。
- また、「高収益作物への転換の取組」の欄に、地区における高収益作物への転換に向けた取り組みを記入する。
- なお、当該事業が関連事業の場合、「計画作物生産額高収益作物割合」の欄、「計画高収益作物生産額増加率（％）」の欄、「計画高収益作物作付面積割合」の欄、「計画高収益作物作付面積割合増加率（％）」の欄及び「高収益作物への転換の取組」の欄に「－」を記入する。
- 6）「効果発現面積（ha）」の欄は、前年度までの整備（区画整理、用排水整備等）により効果が発現する面積を記入する。
- 7）「高収益作物への転換の取組状況」の欄の「作付予定（ha）」の欄については、前年度までに整備された農地において、本年度、作付けする予定の高収益作物の作付面積を記入する。また、「作付実績（ha）」の欄については、前々年度までに整備された農地における前年度の高収益作物の作付面積の実績を記入する。
- 8）「達成状況報告」の欄については、対策完了後に各地区で達成状況を取りまとめたときに記入するものとし、「作物生産額高収益作物割合」の欄には、対策後の高収益作物に係る作物生産額の割合を、「高収益作物生産額増加率（％）」の欄には、対策後の高収益作物に係る作物生産額の増加率を記入する。
- 「高収益作物作付面積割合」の欄には、対策後の高収益作物の作付面積の割合を、「高収益作物作付面積割合増加率（％）」の欄には、対策後の高収益作物の作付面積割合の増加率を記入する。

対策名：畜産クラスターを後押しする草地整備の推進

（成果目標：飼料作物の単位面積当たりの収量が25％以上増加すること）

番号	局名	都道府県名	地区全体										うち対策実施区域							関連事業 地区名	要件確認		状況報告		達成 状況 報告
			事業名	地区名	ふりがな	事業 実施 主体	関係市町村	着工 年度	完了 年度 (予定)	計画 変更 年度	事業量	受益 面積 (ha)	事業費 (百万円)	国費 (百万円)	着工 年度	完了 年度 (予定)	事業量	受益 面積 (ha)	事業費 (百万円)		国費 (百万円)	計画飼料作物単位面積 収量増加量割合	畜産クラスター 協議会の名称	飼料作物の単位面積 当たり収量 (kg/10a)	

- 注1）「うち対策実施区域」の欄には、対策で実施する区域の事業量が、地区全体の事業量より小さい場合、記入する。
- 2）「関連事業」の欄には、当該事業が、対策実施区域で主として実施する事業（以下「本体事業」という。）と一体的に整備する必要がある事業（以下「関連事業」という。）の場合は、「○」を記入するとともに、「本体事業地区名」の欄に地区名を記入する。
- なお、当該事業が本体事業である場合は、「関連事業」の欄及び「本体事業地区名」の欄には「－」を記入する。
- 3）「番号」の欄には、当該事業が関連事業の場合は、本体事業の枝番を記入する。
- 4）「要件確認」の欄については、当該事業が本体事業の場合は、「計画飼料作物単位面積収量増加量割合」の欄に、計画している飼料作物の単位面積当たりの収量の増加割合を記入する。また、「畜産クラスター協議会の名称」の欄に、当該地区に関係する畜産クラスター協議会の名称を記入する。
- なお、当該事業が関連事業の場合、「計画 飼料作物単位面積 収量増加量割合」の欄及び「畜産クラスター協議会の名称」の欄に「－」を記入する。
- 5）「飼料作物の単位面積あたり収量（kg／10a）」の欄には、前年度に実施した整備済みの草地における単収（kg／10a）を記入する。
- 6）「収量増加への取組」の欄には、基盤整備による営農や土壌条件等の変化、当該年度の気象条件等を踏まえた状況を記入する。
- 7）「達成状況報告」の欄については、対策完了後に各地区で達成状況を取りまとめたときに記入するものとし、対策後の飼料作物の単位面積当たりの収量の増加割合を記入する。

農林水産省農村振興局長 殿

○ ○ 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長

T P P 等関連農業農村整備対策に関する協議（変更）について

標記の件について、対策を実施したいので、T P P 等関連農業農村整備対策実施要綱（平成28年1月20日付け27農振第1792号農林水産事務次官依命通知）第4の1の(1)の規定に基づき、T P P 等関連農業農村整備対策概要書を添付して協議する。

（都道府県知事経由）
別記様式第 3 号

農林水産省農村振興局長（国土交通省北海道開発局長経由）

○ ○ 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

事業実施主体名

T P P 等関連農業農村整備対策の申請（変更）について

標記の件について、対策を実施したいので、T P P 等関連農業農村整備対策実施要綱（平成28年1月20日付け27農振第1792号農林水産事務次官依命通知）第4の1の(2)のア（又は(3)のア）の規定に基づき、T P P 等関連農業農村整備対策概要書を添付して申請する。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
〇 〇 農 政 局 長
内閣府沖縄総合事務局長

T P P等関連農業農村整備対策の認定（変更）について

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で申請のあったT P P等関連農業農村整備対策について、内容を審査した結果、適当と認め、認定したので通知する。

別記様式第5号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

〇 〇 農 政 局 長
内閣府沖縄総合事務局長

T P P等関連農業農村整備対策に関する協議（変更）について

T P P等関連農業農村整備対策について、認定したいので、T P P等関連農業農村整備対策実施要綱（平成28年1月20日付け27農振第1792号農林水産事務次官依命通知）第4の1の(2)のウ（又は(3)のウ）の規定に基づき、T P P等関連農業農村整備対策概要書を添付して協議する。

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

事業実施主体名

T P P 等関連農業農村整備対策における達成状況の改善計画について

T P P 等関連農業農村整備対策として事業を実施した〇〇地区について、対策目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、提出する。

記

1. 事業名
2. 対策完了年度及び達成状況報告内容
3. 対策の達成状況が十分でない原因及び問題点
4. 改善方策
(問題点の解決のために必要な方策について、具体的に記述すること。)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

〇 〇 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
事 業 実 施 主 体 名

地域計画策定状況報告書

ＴＰＰ等関連農業農村整備対策実施要領の一部改正について（令和５年１１月２９日５農振第２１２０号及び５畜産第１８３９号）附則第３項に基づき、（令和５年度末時点、令和６年度末時点）の下記の地区における、地域計画の策定に取り組む地区の工程表の作成について（令和４年９月２２日付け４経営第１５３１号農林水産省経営局経営政策課長通知）に基づく工程表を添付のとおり報告する。

※（）内は、提出時点の工程表を記載する。

記

地 区 名	事 業 概 要